

# 防衛省との意見交換会（第3回）

コンサル部門 議事概要

2024年12月

一般社団法人 防衛施設強靱化推進協会

# 目 次

## 1 調査・設計・監理業務の発注について

- (1) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について
- (2) 業務規模と履行期間の整合性、履行期間の設定について
- (3) 発注時期、発注ロット（受注者目線による適正なロット等）について
- (4) 業務の同種実績・類似実績について
- (5) 業務特記仕様書の記載内容（不明瞭な部分、追加すべき仕様）について
- (6) 発注者から提供される設計と条件の資料（部隊要望）の内容について
- (7) 業務期間が複数年度に跨がる設計業務の部分払いの設定や支払回数について
- (8) 工事監理業務の発注について
- (9) 発注者の体制等について
- (10) 新築・改修・解体について
- (11) 技術支援業務について

## 2 契約制度・契約手続きに係る要望について

- (1) 秘密の保全措置について

## 3 その他（情報提供希望事項等）について

- (1) 防衛省に情報提供してもらいたい事項について

### 凡例

- ・ \_\_\_\_\_ : 防衛省側における要検討事項
- ・ \_\_\_\_\_ : 協会側における要検討事項

## 1 調査・設計・監理業務の発注について

### (1) 発注予定情報の公表時期、公表内容、情報提供の方法について

昨今の建設業界においては、民間工事及び公共工事の投資需要の増加により、業務を担当する技術者不足の実態がございます。

企業として取り組み体制を構築するためには相応の時間が必要なため、できる限り早期に詳細な発注情報を公表していただくことを要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 第2回意見交換会において説明したとおり、R7年度事業については調査・設計業務について、できる限り詳細な情報を公表するとの方向性で進めている

## (2) 業務規模と履行期間の整合性、履行期間の設定について

業務規模に見合った工期を設定していただくほか、正当な理由で工期が延長となった場合には相応の費用と期間をいただくことを要望します。

また、米軍業務では設計工期内に米側のコメントが出揃わず、設計完了後に出てくる場合がありますが、この対応については追加業務としての費用と必要な期間を見ていただくことを要望します。

このほか、監理業務の工期が延長となる場合、適切に必要な費用を追加計上することを要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 発注者側の都合により、ある程度の規模をまとめて発注しなければならない場合もあるものの、本日の要望については各地方防衛局等に周知する
- 受注者側の責によらない業務期間の延長が生じた場合には、受発注間で協議の上、必要期間を確保できるように対処する
- 設計内容が追加される場合は、必要な費用を計上することとする
- 監理業務が延長される場合には、必要な人日数を計上することとする
- 米軍業務については、発注者側の都合により必要となった費用の計上、及び履行期間の確保について適切に進めたい

(3) 発注時期、発注ロット（受注者目線による適正なロット等）について

各地方防衛局等の発注が同時期となるため受注しづらくなっています。局等間で調整していただき、局等間での平準化した発注を要望いたします。

また、第一四半期は業務発注が比較的少ないので、この時期に発注していただき、年間を通じた発注の平準化することを要望します。

このほか、業務効率が悪化する発注ロット（履行場所が異なる施設を一つのロットで発注、完了時期が異なる施設を一つのロットで発注）とすることは、やめていただくことを要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- R7 年度以降については、(R6 年度の第 1/四半期に公告しなかった局等においても) 第 1/四半期から公告することを進めていきたい
- 局等をまたいで発注時期の平準化を図ることは難しいが、できる限り詳細な発注情報を提供するとともに、準備可能な事業は第 1/四半期から進められるものは発注していきたい
- 今年度は建物をまとめて大きなロットとすることにより、発注件数を絞ることを考えていたものの、地元からロットが大きすぎるとの指摘があったことから、最適なロットについては、引き続き検討を進めていきたい

#### (4) 業務の同種実績・類似実績について

管理技術者の担い手が不足しているため、入札参加促進のためには技術者の同種・類似実績の要件緩和が必要となります。

このことから、監理業務においては、官公庁のOBを有効に活用するため、発注者(管理者)としての実績も採用していただくことを提案します。

また、重要施設における品質確保の観点から、防衛施設としての特性が強い施設においては同種業務での実績を厳しく設定することを提案します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 監理業務における同種・類似実績の要件については、官公庁での実績（監督官でも管理者でも）を評価するようになっている
- 人手不足の観点から実績要件緩和に係る要望があることは理解できるが、防衛省としては、防衛省の発注業務の経験者に担当していただく方が品質確保に有利と考えている
- 要件の緩和によって、防衛省の発注業務に係る経験が豊富な技術者を未経験技術者と同列に扱われることに関して、受注者側の意見を協会ですとまとめてほしい

(5) 業務特記仕様書の記載内容（不明瞭な部分、追加すべき仕様）について

各地方防衛局等と部隊要望に隔たりがみられることがあるので、業務発注前の事前調整・相互確認を要望します。

米軍施設は設計当初に計画が定まっていないことが多く、OBRが仕様書の記載よりも多く開催されることがあるため、精算対象としていただきたく存じます。

また、宿泊費等が高騰しており、各局等の積算金額と実態が乖離しているため、実勢価格での精算を認めていただくことを要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 受注者側の責によらない費用増については、受発注者間で協議の上、追加費用を計上することとする
- 宿泊費については、防衛省の職員の旅費算出と同様の扱いにしていることから、現在のところ、実費精算に変更する予定はない

(6) 発注者から提供される設計と条件の資料（部隊要望）の内容について

業務着手時点で部隊要望ができてない、質疑に対する回答が遅れる、業務途中で新たな要望が出される等の理由により設計工期を圧迫することが散見されます。

また、作業が進行した後で新たな要望が出されることもあり、手戻りが発生します。

受注者の責に帰さない理由により、作業の遅れや手戻りが発生した場合は、協議の上で工期延長していただくことを要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 「測量が終わっていない」、「部隊要望ができていない」等については、各地方防衛局等の職員を指導し、適切な執行に努める
- 受注者の責に帰さない理由により作業の遅れや手戻りが発生した場合には、受発注者間で協議の上、契約変更等の対応を行うこととする

(7) 業務期間が複数年度に跨がる設計業務の部分払いの設定や支払回数について

発注ロットの大型化に伴い業務が複数年度にまたがる傾向があります。受注者が希望する場合には、前金払いを含め、年度毎の支払いを認めていただくことを要望します。

監理業務は複数年度にまたがるのが基本であり、業務期間が2年以上となる事案も多くあります。毎年度、物価、人件費が高騰していることを考慮し、2年目以降の技術者単価については物価変動による単価の見直しをしていただくよう要望します。

● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 第2回意見交換会において要望があった前払い金については慎重に検討を進めており、事例の収集を行っているところである（業務の場合は契約金の30%、工事の場合は40%を前払い金として支払いができるように検討を進めている）

独立行政法人や自治体の事例は収集できたものの、国発注の工事や業務については、実績の確認には至っていないため、協力をお願いしたい

- 工事でスライドを導入した際、その後生じた物価の下落に伴う金額の見直しに対して業界からの反発が大きかったことから、スライド条項の適用については、今後慎重に検討する必要があると考えている

#### (8) 工事監理業務の発注について

工事監理業務の発注について、次の事項の改善要望／提案をさせていただきます。

- ①工事監理業務の責任区分に係る改善要望として、「工事中の設計変更は、工事監理者の業務対象外とし、元設計者で対応」、「一時中止が長期間となる業務の場合、担当者変更に柔軟に対応」、「建築士法の規定を踏まえ、異業種 J V の場合、建築コンサルを代表者企業に指定」
- ②工事監理業務の業務内容に係る改善要望として、「技術者の配置実態に合わせた技術者ランクの見直し」、「現場以外での業務を認める等、特記仕様書記載の人日数の考え方の見直し」
- ③業務費用に係る改善要望として、「工事中止となった場合の追加費用の計上」、「設計成果の照査に係る費用の計上」、「宿泊を伴う業務における技術者単価の見直し」
- ④このほか T V 会議システムの導入等による業務の効率化を要望します。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 工事中の大幅な設計図の変更（構造計算の見直しを必要とするもの）については、工事監理業務の範囲外として、別途設計業務の委託をするよう努めていく
- 一時中止が長期間に及ぶ場合、受発注者間で協議の上、担当者を臨機応変に変更できるように努める
- 建築士法上の工事監理業務を異業種 J V が行う場合、当該業務に関わる代表構成員又は構成員は、建築事務所登録が必要、ただし、代表構成員又は構成員のいずれかが登録していれば、問題ないと考えている
- 技術者の配置実態に合わせた技術者ランクの見直しについては、業務の内容に応じて適切に特記仕様書に記載していきたい。また、技師 C では対処できない業務を監督官が指示する場合、技師 A の方と調整する等、適切に対応していきたい
- 現場以外での業務を行う場合においても、遠隔臨場や情報共有システム等を積極的に活用することにより、業務日数を変更することなく監理業務を進めていくことが可能と考えている
- 工事中止期間中に、追加業務を指示する場合、受発注者間で協議の上、適切に費用計上すべきと考えている
- 一時中止期間中の待機料については、技術者の人日数を積み上げて監理業務を契約しているため、当該期間費用を考慮することは非常に難しい。ただし、一時中止によりどのような問題が生じるのかを受発注者間で十分に協議する必要があるものと考えている

- 監理業務において、設計の照査に関し、改めて設計の根拠資料を集めるなど、本来の業務以外の内容を実施することのないように努める
- TV 会議システムの導入等による業務の効率化については、現在、web 会議を活用する等積極的に進めているところである。ただし、適用を始めたばかりでもあることから、何か不具合があれば今後も改善を検討していく。そのため、協会でも遠隔臨場の効果などを会員企業にヒアリングを行い、結果を共有していただきたい。また、工事監理業務以外のコンサルタント業務において、近々にも情報共有システムを活用することで、業務全般の効率化、品質向上を図ることを予定している
- 監理技術者の複数登録については、調査の上、後日回答する

## (9) 発注者の体制等について

業務受注者の負担軽減及び業務効率化の観点から、発注者の体制について、次の事項を要望／提案をさせていただきます。

- ①発注者の体制等に係る要望／提案として、「ワンデーレスポンスへの過度な対応」、「発注者の検査における検査内容や書類様式の統一」、「工期内検査が増えた場合の費用の精算」、「意図伝達業務の追加」、「基地等への立入り申請期間の短縮」
- ②発注者（監督官）への改善／提案として、「部隊要望への回答期間の短縮」、「厳しすぎる資料提出期限の設定」、「部局間での確実な情報共有」、「国交省で実施されているウィークリースタンスの導入」等このほか、監督官が多忙なため協議日程の設定に余裕がない等の意見がありました。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- ワンデーレスポンスについては、質問に対して即日中に回答を要請する等、受注者に対して過度な要請を行わないよう各地方防衛局等に周知していきたい。なお、このような事例があれば、本省に知らせていただきたい
- 検査の内容や書類様式については、業務毎に検査の内容が異なるため、全てを統一することは難しいと考えている
- 工期内検査が増えた場合の費用の精算については、特記仕様書に記載されている回数を大幅に超えることとなる場合、受発注者間で別途協議するよう各局等に周知する
- 工事業者への設計内容の意図伝達については、対象工事において、工事連絡会議を開催し、設計業務の受注者に参加してもらい、工事の規模・難易度等を考慮し、よりお詳細な設計内容・条件等を連絡するようにしている
- 基地等への立入り申請期間の短縮については、基地毎に様々なルールがあり、全て統一するのは難しい。各局等において、立ち入り申請関係の説明会を実施して円滑に効率よく進められるようにしていきたい
- 部隊要望に係る調整については、部隊の規模や要望内容に応じて回答に時間を要する場面があることを理解いただきたい。要望が提示されるまでに時間を要する場合は、担当者にその旨を伝えてもらいたい。各局等にも適切に対応するよう指導していきたい
- 部局間(各局等を含めた省内)での確実な情報共有については、適時適切な情報共有を図り、業務の推進に努めていきたい
- 国土交通省で実施されているウィークリースタンスの導入については、様々なメリットがあることを踏まえ、防衛省においても実施していくよう努めていきたい

## (10) 新築・改修・解体について

各新築・改修・解体設計の業務内容等について

- ①新築の業務内容及び業務費算定に係る改善要望／提案として、「略算方式で建物用途と合致しない建物や米軍施設の場合の割増、実費加算方式での算出」、「管理技術者や担当技術者の技術者ランクに見合った単価の採用」、「構造的に分離されている場合の設計費の算定方法の見直し」
- ②改修の業務内容及び業務費算定に係る改善要望／提案として、「図面枚数での算出でなく実態に即した費用の算定」、「既存建物の仕様と改修後に必要な性能（保有水平耐力等）等が不明瞭」
- ③解体の業務内容及び業務費算定に係る改善要望／提案として、「既存図面作成の省力化・簡素化」、「複雑な解体を伴う場合の追加費用計上」
- ④このほか、「職種間の工事区分の明確化」、「成果品の CAD データ形式の多様化」等について、要望／提案します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 「略算方式で建物用途と合致しない建物や米軍施設の場合の割増、及び実費加算方式での算出」については、実際の業務内容を特記仕様書に記載し、左記に基づき積算計上するように各地方防衛局等に周知していきたい
- 通常よりもさらに高い技術を要する業務の場合、技術者ランクに見合った単価を採用できるように業界の意見を伺いながら、必要となる技術者単価を計上する
- 「構造的に分離されている場合の設計費の算定方法の見直し」については、用途毎に業務量を算出している。今後も特記仕様書に明確に記載する等適切に対応していく
- 「図面枚数での算出でなく実態に即した費用の算定」については、改修の内容に応じた図面枚数を記載した上で、積算の際に、複数の建設コンサルタント企業から内容に応じた人日（時間）数を見積してもらい、これらを比較し採用することで適切な費用を計上していく
- 「既存建物の仕様や改修後に必要とされる性能等が不明瞭」については、適切に特記仕様書に記載するように努める
- 解体対象物の既存図面がない場合の図面作成については、数量を拾うことができる程度の必要最小限で良いと考えており、その旨を特記仕様書に記載する等の対応を予定している

- 「複雑な解体を伴う場合の追加費用計上」については、建物の規模や内容に応じて、ステップ毎に解体を行う必要がある場合、見積徴取して適切に費用を計上できるように対応したい
- 「職種間の工事区分の明確化」については、全ての資料整理を幹事会社に任せるのではなく、業種に応じてそれぞれの会社に業務整理を依頼したほうが良いとの内容で各局等に周知する
- 「成果品の CAD データ形式の多様化」については、防衛施設設計業務に係る電子納品手引きに基づき、国際標準に沿ったハード CAD データ交換標準規格である SXF 形式を原則としているためご理解願いたい

## (11) 技術支援業務について

技術支援業務の内容等について、次の事項の改善要望／提案をさせていただきます。

- ①業務内容（設計内容の反映、設計者側の作業量）に係る改善要望／提案として、「作業内容の明確化」、「常駐要件の緩和」、「作業スケジュールの明確化」、「米軍設計にかかる業務費用の見直し」「働き方改革等の観点から作業の平準化」、「契約期間終了後の作業依頼の是正」等
- ②業務費の積算等に係る改善要望／提案として、「打合せや検討等の業務費の経費計上」、「追加作業発生時の設計変更での対応」、「提案内容の採用における設計責任について、3者（発注者、施工者、設計者）の明確化」等

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 「作業内容の明確化」・「作業スケジュールの明確化」については、技術支援業務の特性上、業務の一つ一つの詳細を記載するには限界があることをご理解願いたい。ただし、業務実施の際には、現実に即した適切な期限を設定することを心がけたい
- 「常駐要件の緩和」については、各社にヒアリングしつつ、適切に実施してもらえる範囲となるように発注することが必要と考えている。今後とも各地方防衛局等において意見交換させていただきたい
- 「米軍設計にかかる業務費用の見直し」については、一般業務として含まれない部分 を特記仕様書に追加業務として記載し、積算についても可能な限り積み上げていきたいと考えている
- 「契約期間終了後の作業依頼の是正」については、契約期間終了後に作業依頼を行わないように周知徹底していく
- 「提案内容の採用における設計責任について、3者（発注者、施工者、設計者）の明確化」については、本来あってはならないことであるが、設計ミス等の事象が発生した場合には、3者で真摯に丁寧に協議することが重要である。また、施工者、設計者の責に因らない設計の見直しや修正工事等については、発注者として適切に対処して参りたい

## 2 契約制度・契約手続きに係る要望について

### (1) 秘密の保全措置について

防衛省・自衛隊における秘密保全是、国の安全確保、他国との情報共有及び信頼関係維持のため、必要不可欠なものであり、コンサルタント業務においても秘密保全措置の徹底は重要な事だと考えております。

このことから、コンサルタント会社の秘密保全措置を迅速かつ確実に秘密保全措置を遂行するため、「秘密保全窓口の設置」による秘密保全に関する質問に対する迅速な回答（指導）を要望します。窓口の設置は、新規参入企業等の入札参加の促進にも寄与するものと考えます。また、秘密保全措置を確実に実施するために、機密レベルに対応した秘密保全措置の方針をガイドライン化と、保全に係る関わる費用の適正な積算規定化・実費精算を要望します。

### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 「秘密保全窓口の設置」については、質問・相談に対して一元的に回答できる窓口を設置することを考えている
- 秘密保全に関する訓令、通達、ガイドライン等が発注者用、受注者用と複数存在しており、新規参入業者にとっては分かりにくい状況になっているものと認識しているため、手引きを作成の上、公表したいと考えている
- 情報セキュリティ基準（「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項」）については、建設工事、及び建設工事に付随する測量等調査・設計・監理業務については対象外であるため適用しない
- 秘密の保全に係る費用については、保全のために実施すべき内容及び概算額を入札説明書等に記載することとし、実際に要した費用については、内容を確認した上で適切に対応をしていく

### 3 その他（情報提供希望事項等）について契約制度・契約手続きについて

#### （1）防衛省に情報提供してもらいたい事項について

最も要望が多かったのが、「最適化事業を含めた今後の展望等（R7年度予算等）」の27件であり、次いで「防衛施設建設工事に係る直近の施策、取り組み状況等」13件、これに「資材価格の高騰に対する防衛省の考え方」7件となっています。また、「外国人技術者の活用に係る防衛省の考え方」2件、「その他の施策（木材の利用促進、太陽光パネルの設置等）に係る防衛省の考え方」2件が同数で続いています。

その他（自由意見）については、適切な業務費の算出、建築的な施し（デザイン等）に係る追加業務の採用、業務評定点の仕組みの改善等の意見がありました。また、設計変更に係る基本的な考え方（ガイドライン等）の公開や最低制限価格制度の導入、セキュリティ基準に関する情報提供や積算内訳書の事後公開等の要望がありました。

#### ● 要望事項に対する防衛省からの回答

- 「最適化事業を含めた今後の展望等（R7年度予算等）」については、説明会を開いて欲しいという要望が多いため、説明会の場を通して、令和7年度の予算案の状況を情報提供していきたい
- 来年度の ECI 発注のスケジュールは決定していないが、予算案が閣議決定する12月末には公表したいと考えている。令和6年度は2月中旬の発注であったが、令和7年度も同様と考えている。なお、入札手続きの期間をもう少し長くにとって欲しいという要望もあったため、見直していきたい
- 「防衛施設建設工事に係る直近の施策、取り組み状況等」については、ホームページで分かりやすく掲載していきたい
- 「資材価格の高騰に対する防衛省の考え方」については、現在、工事と最適化事業の設計業務ではスライド条項を付しているが、それ以外の業務等については、工事でスライドを導入した際、その後生じた物価の下落に伴う金額の見直しに対して業界からの反発が大きかったことから、スライド条項の適用については、今後慎重に検討する必要があると考えている
- 「外国人技術者の活用に係る防衛省の考え方」については、受注者との雇用関係において、情報の保全が確保される必要があるため、入札参加の際に誓約書を提出していただいている（情報の保全に万全を期すことを誓約する旨の内容が含まれている）

- 「木材の利用促進や太陽光パネルの設置等」については、更なる木材利用を促進するため、通達を改正（適用範囲を追加する等）している。また太陽光発電については、2030年度までに設置可能な建築物の50%以上に設置するというところで計画を進めており、各要求機関と合意した場所に太陽光発電の導入していく予定である
- 「適切な業務費の算出」については、必要となる業務を特記仕様書等に記載し、確実に費用を計上することとする
- 「建築的なデザインを要する建物」については、これまで通り基本検討業務を発注し、プラン検討を行っていきたい
- 「業務評定点の仕組みの改善」については、業務の内容や難易度を考慮して適切に評価していく
- 「設計変更に係る基本的な考え方（ガイドライン）」の公開については、工事のように複雑かつ多岐にわたるものではないものと考えているため、改めてガイドラインを作成することは考えていない
- 「最低制限価格制度の導入」については、国が発注する工事の場合は、会計法、予算決算及び会計令の規定に基づき、調査基準価格を設定していることから、最低制限価格制度の導入は考えていない
- 「セキュリティ基準に関する情報提供」については、通常の建設工事関連で適用することはほとんどないと考えている。なお、秘密の文書等を取り扱う場合は、見積徴取等により積算し、適切に計上していきたいと考えている
- 「積算内訳書の事後公開等」については、比較的分かりやすい積算体系になっていることから、今のところ公開することは考えていない。なお、公開しなければ入札参加等の支障になるということであれば、引き続き意見をいただきたい